

## 箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 箱根町人口ビジョン及び総合戦略の策定及び効果検証を行うにあたり、有識者の専門的かつ幅広い見地から助言、提言等を得るため、箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について、意見を述べ、必要な助言、提言等を行うものとする。

(1) 箱根町人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。

(2) その他、まち・ひと・しごと創生に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は平成28年3月31日までとする。

### (座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総括し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 有識者会議は座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。